

§3 総論：「人権保障」のあり方をめぐる諸問題

1 「人権」はだれが持つのか？ 一人権享有主体をめぐる問題

1) 「国民」の意味

- ・ §10＝国籍法律主義
- ・ 国籍法：血統主義、男女平等
国籍法違憲訴訟（最大判 2008・6・4）▶▶判例 33
- ・ 天皇・皇族の「例外」

2) 法人

- ・ 自然人＝人権の核心 ⇔ 社会的存在としての法人
→ 「性質上可能な限り」法人にも「基本的人権を認める」
【判例・通説】八幡製鉄政治献金事件（最大判 1970 年 6 月 24 日）▶▶判例 11
→法人に認められる「人権」とはなにか⇒個々の権利の性質に応じて検討■各論の問題
- ・ 法人の人権と他の人権の調整
 - ・ 他人の人権と法人の人権との衝突 cf. 私人同士の人権衝突
 - ・ 法人（結社）の構成員の人権と法人の人権の衝突
南九州税理士会事件（最 3 小判 1996 年 3 月 19 日）▶▶判例 16
⇒個々の権利の性質に応じて検討■各論の問題

3) 外国人

- ・ 学説状況
 - a) 文言説
 - b) 権利性質説【判例・通説】マククリーン事件（最大判 1978 年 10 月 4 日）▶▶判例 23
 - c) 準用説
- ・ 「外国人」の種類による区別：特別永住者、永住者、長期滞在者・・・
⇒個々の権利の性質に応じて検討■各論の問題。
●参政権・公務就任権／社会保障受給権

4) マイノリティ集団

- ・ 「集団の権利」を認めることの意義と問題
- ・ 平等アプローチと権利アプローチ
- 女性／子ども／高齢者／障害者／被差別部落／少数民族／性的志向 etc
⇒個々の権利について検討■各論の問題。

2 特別な法律関係における人権保障のあり方

1 「特別権力関係」論と人権保障

- ・ 特別権力関係論→明治憲法下での通説
 - ①包括的支配権（命令権・懲戒権）
 - ②権利・自由の制約につき法律の留保なし
 - ③司法審査の排除

2 特別な法律関係における人権保障

1) 公務員の「人権制限」

- ・政治活動の自由の制限

国家公務員法 § 102、110 I ⑨ cf. 地方公務員法 § 36

猿払事件（最大判 1974・11・6）▶▶判例 18、19

世田谷厚労省職員国公法事件（最判 2012 年 12 月 7 日）

目黒社保庁職員国公法事件（堀越事件）（最判 2012 年 12 月 7 日）▶▶百選 I 14

公務員の政治活動制限の根拠

- 「職務の性質」説
- 「全体の奉仕者」説
- 「憲法上の公務員制度」説

- ・労働基本権の制限

制限される労働基本権			職種
団結権×	団体交渉権×	争議権×	警察職員、消防職員、海保職員、刑事施設職員、自衛隊員
団結権○	団体交渉権△	争議権×	非現業の国家公務員および地方公務員
団結権○	団体交渉権○	争議権×	独法および公営企業の地方公務員

全農林警職法事件（最大判 1973 年 4 月 25 日）▶▶判例 128

2) 在監者の「人権制限」

- ・刑事施設法：受刑者、未決拘禁者、死刑確定者（刑事施設 § 2）
→それぞれに対する処遇の原則（刑事施設 § 30～32）

- ・図書、新聞の閲覧
刑事施設 § 69、70、71
Cf. よど号新聞記事抹消事件（最大判 1983 年 6 月 22 日）▶▶判例 22

- ・信書の発受、面会
刑事施設 § 111～、115～、120～／刑事施設 § 126～、§ 134～、§ 139～

- ・飲酒、喫煙の禁止
Cf. 喫煙禁止違憲訴訟（最大判 1970 年 9 月 16 日）▶▶判例 21

3 人権「擁護」をしなくてはならないのは誰か？ —私人間効力

1) なぜ「私人間効力」論か？—憲法（立憲主義）・個人・権力の関係

- ・近代立憲主義の原点＝個人 v. 国家（国家権力）→「憲法は権力を拘束」

- ・資本主義の発展による社会的権力の拡大→「国家による自由」？

2) 私人間効力

- ・学説状況

- 無効力説
- 直接適用説
- 間接適用説【判例・通説】日産自動車定年差別訴訟（最 3 小判 1981 年 3 月 24 日）▶▶判例 14
- 個別判断説（長谷部・浦部など）
→権利の種類 and/or 侵害主体の権力性によって直接適用を一部認容

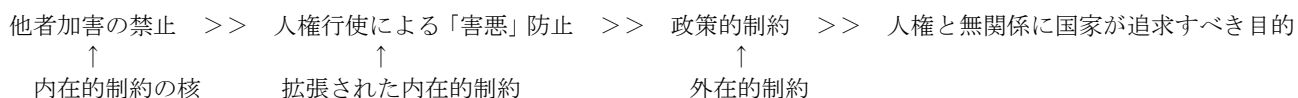
- ・近時の学説の展開

- 新無効力説（高橋和之）
- 国家保護義務論（小山剛）
- 最高法規性重視説（君塚正臣）

4 人権が制約されるのはどのような場合か？ 一人権制約原理

- 1) 実体的限界：人権条項の中に明記された「限界」
- ・「公共の福祉」論
 - 日本国憲法における「公共の福祉」=4つの条文に登場
 - § 12・§ 13 「公共の福祉」
 - a) 権利限界説
 - b) 訓示規定説=内制的制約説
 - § 22 I・§ 29 II 「公共の福祉」
 - a) 「外制的制約」説【鵜飼】【浦部】
 - b) 社会国家的内制的制約説【宮沢】

☛ 「内制的制約」と「外制的制約」の境界は？



2) 手続的限界：人権の衝突・制約の必要性が実際に生じた場合の調整原理=違憲審査基準

- ・代表的な違憲審査基準
- 比較衡量論【判例】全通東京中郵事件（最大判 1966 年 10 月 26 日）▶▶判例 130
- 二重の基準論【判例？】小売商業調整特別措置法事件（最大判 1972 年 11 月 22 日）▶▶判例 83